

電子提供措置の開始日 2026年5月1日

**第19回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**6 会社の体制及び方針
株主資本等変動計算書
個別注記表**

サインポスト株式会社

6 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス上の諸規程を当社の行動規範とし、取締役及び使用人に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守を全ての企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。
- ③ コンプライアンス推進委員会事務局の担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括するコーポレート本部は、コンプライアンス体制を整備、維持する。また、内部監査担当部署である品質管理部は、その実施状況、有効性等を監査する。
- ④ 法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接コンプライアンス推進委員会に情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置、運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、関連資料とともに保管、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ① 全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置し、委員長は代表取締役社長とする。
- ② リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施する。また、リスク管理の状況を定期的にモニタリングする。
- ③ リスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする災害対策手順書を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく各業務執行取締役による事業部門毎の業務目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ② 取締役会決議事項以外の重要な事項については、経営会議により協議を行った後、担当取締役が執行することにより意思決定の迅速化を図る。
- ③ 取締役会の決議に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社の各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の求めに応じて監査役の職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は監査役の指揮命令に従うとともに、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得ることとし、その独立性及び指示の実効性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は当社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。なお、当社は監査役に報告した者に対して、報告を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならないものとする。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役4名及び社外取締役3名で構成されており、社外取締役を除き、各取締役はそれぞれの部門を管掌しています。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会には監査役も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しています。

(2) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名で構成されております。

監査役会は毎月1回開催されているほか、必要に応じて臨時に開催しており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査や監査法人との連携に努めています。監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しています。

(3) 経営会議

当社は取締役会の実効性向上と業務執行の迅速化を目的に、取締役会の委嘱を受けた事項及びその他経営に属する重要事項を協議する会議体として経営会議を設置しています。経営会議は主に常勤取締役で構成されており、代表取締役社長が議長を務めています。毎週1回の定時経営会議のほか必要に応じて随時開催しています。常勤監査役は任意で出席できるものとしています。また、社外取締役は定期的に経営会議に出席し、職務執行状況について役職員から直接報告を受け、経営陣幹部に対して適宜助言しており、社外取締役による経営の監督機能を補完しています。

(4) 指名・報酬委員会

当社は指名並びに報酬の決定プロセスの透明性、客観性及び説明責任を強化するために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は取締役会の決議により選定された3名以上の取締役(うち半数以上は社外取締役)で構成し、取締役会の諮問に応じ、取締役、監査役及び執行役員の人事及び報酬等に関する事項について審議、答申しています。

(5) 内部監査

内部監査規程に基づいて、社長直轄の内部監査担当部署である品質管理部が、当社の業務執行の重要な部分であるプロジェクトの運営の監査(随時)のほか、これを含む内部統制組織全体の有効性の評価、分析、改善指導を定期的実施しています。

品質管理部の担当者それぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしており、監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行い日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めています。

(6) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社の監査体制は監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としています。監査役監査において株主及び債権者の利益の保護を、会計監査において投資家保護を、内部監査において当社の継続的発展と企業価値の向上をそれぞれ目的として、三様監査(監査役監査・内部監査・会計監査)を実施し、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査相互の連携及び相互補完を持って推進しています。監査役とは内部監査報告書等の共有や都度コミュニケーションを図っています。また、監査法人とは監査実施時等の社内での作業を行うときに個別に情報を共有しています。また、三様監査の実効性を高め、かつ、全体としての監査の量的向上を図るため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めております。

計算書類

株主資本等変動計算書(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	60,126	1,100,312	257,624	1,357,937
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	75	75	—	75
当期純利益	—	—	—	—
当期変動額合計	75	75	—	75
当期末残高	60,201	1,100,388	257,624	1,358,012

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	385,950	385,950	△951	1,803,061	1,803,061	
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	151	151	
当期純利益	76,224	76,224	—	76,224	76,224	
当期変動額合計	76,224	76,224	—	76,375	76,375	
当期末残高	462,175	462,175	△951	1,879,437	1,879,437	

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

b. 製品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

c. 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、レンタル資産及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15～18年
工具、器具及び備品	2～5年
レンタル資産	5年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

a. 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しています。

b. 自社利用目的のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

② 社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しています。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。また、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する代理人取引に該当する場合は、顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の主な事業であるコンサルティング事業、イノベーション事業、DX・地方共創事業について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

① コンサルティング事業

コンサルティング事業は主として金融機関及び公共機関にコンサルティングサービスを提供してまいります。

コンサルティングサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、履行義務充足の進捗に応じて段階的に受領する場合と契約期間終了後概ね3か月以内に一括で受領する場合があります、重要な金融要素は含んでおりません。

コンサルティングサービスについては、顧客に対する役務の提供をもって履行義務が充足されることから、役務提供時に収益を認識しております。

コンサルティングサービスのうち、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受する契約については、作業の進捗に応じて履行義務が充足されると判断しております。これらの契約については作業の進捗度に応じて収益を認識しており、作業の進捗度を見積り、発生したコスト又は工数に基づくインプット法を用いております。

② イノベーション事業

イノベーション事業は書店や小規模売店に向けた無人レジ製品の販売、店舗ソリューションの受託開発及びライセンスの供与を実施しております。

無人レジ製品に関する取引の対価は製品の引き渡し後概ね2か月以内、店舗ソリューションの受託開発については契約期間終了後概ね3か月以内、ライセンスの供与については収益計上後概ね1か月以内に対価を受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

無人レジ製品については顧客に引き渡しが行われることにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、引き渡し時点で収益を認識しております。

店舗ソリューションの受託開発は、作業の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、作業の進捗度に応じて収益を認識しております。作業の進捗度を見積り、発生したコストに基づくインプット法を用いております。

ライセンスの供与は、ライセンス先が当社が提供した知的財産を利用して収益を獲得することによりロイヤリティ収入が生じております。ロイヤリティ収入はライセンス先の企業の収益に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において収益が獲得された時点で当社の収益も認識しております。

③ DX・地方共創事業

DX・地方共創事業はコンサルティングサービスの提供及び製品の販売をしております。

コンサルティングサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、契約期間終了後概ね3か月以内に一括で受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

コンサルティングサービスについては、顧客に対する役務提供時に履行義務が充足されることから、役務提供に応じて収益を認識しております。

製品の販売は他の当事者が関与しております。その性質は、当社が当該製品の代理販売を行うことであることから、当該他の当事者により製品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。代理人として取引を行っている製品の販売は、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しており、履行義務は契約に基づき製品が引き渡された際に充足されることから、製品の引き渡し時に収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した額

勘定科目	当事業年度計上額
繰延税金資産	105,458千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の業績予測に基づく課税所得の発生時期及び金額を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断し算出しております。

計算書類

b. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の算定に際しては、取締役会で承認された翌事業年度の事業計画に対して、確度を勘案した受注見込、労働市況を勘案した採用可能性、当社の過年度の粗利率、販売費及び一般管理費推移等を勘案し、各項目にストレスを付加したうえで課税所得見込みを算定しております。

c. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りを算出するにあたり使用した仮定は合理的であると判断し繰延税金資産を計上しておりますが、将来予測不能な環境変化により前提条件が大きく異なる場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 3,718千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 5,438千円

受取出向料 51,644千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,792,995株	3,600株	0株	12,796,595株

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 3,600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 3,219株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項(但し、権利行使期間の初日が到来していないものを除く)

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 13,600株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	51,096	千円
退職給付引当金	64,862	〃
未払費用	8,052	〃
資産除去債務	2,969	〃
税務上の繰越欠損金	202,185	〃
減価償却超過額	21,312	〃
減損損失	8,179	〃
投資有価証券評価損	4,537	〃
その他	28,902	〃
繰延税金資産小計	392,099	千円
評価性引当額	△286,641	千円
繰延税金資産合計	105,458	千円

(繰延税金負債)

その他	△0	千円
繰延税金負債合計	△0	千円
繰延税金資産純額	105,458	千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は事業を行うために必要な資金を自己資本、借入及び社債により調達しております。余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

投資に当たっては、当社事業とのシナジー、対象の信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。また、原則として投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債(1年内償還予定の社債を含む)	345,000	344,056	△943
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	147,774	147,774	—
負債計	492,774	491,830	△943

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は上記には含まれておりません。市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

関係会社株式	541,950千円
投資有価証券(非上場株式)	7,193千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

計算書類

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	344,056	－	344,056
長期借入金	－	147,774	－	147,774
負債計	－	491,830	－	491,830

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額	541,950千円
持分法を適用した場合の投資の金額	350,799千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△75,229千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	株式会社 TOUCH TO GO	東京都港区	100,000 (注)1	無人決済店舗システム及びサービスの開発並びに販売	(所有) 直接 37.4 (注)1・2	出向者の派遣	出向料等の受取(注)3	51,644	その他流動資産	3,718

- (注) 1. 株式会社 TOUCH TO GO の資本金及び議決権等の所有割合は、当事業年度末時点の数値であります。
 2. 当社は2026年4月1日に、株式会社セキュアへ株式会社 TOUCH TO GO の全株式を譲渡しております。
 3. 出向者の派遣による出向料は出向元の給与を基準に協議のうえ、決定しています。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				損益計算書 計上額
	コンサルティング事業	イノベーション事業	DX・地方共創事業	計	
売上高					
顧客との契約 から生じる収益	3,010,922	44,465	77,208	3,132,596	3,132,596
その他の収益	—	6,260	—	6,260	6,260
外部顧客への 売上高	3,010,922	50,725	77,208	3,138,857	3,138,857

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	293,972千円	388,152千円
契約資産	102,402	79,891
契約負債	8,820	4,959

契約資産は顧客とのコンサルティングサービスの一部の契約について、進捗度に基づいて認識する収益に係る未請求の対価であります。契約資産は対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は充足していない履行義務に係る前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	146円91銭
1株当たり当期純利益	5円96銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(重要な子会社等の株式の譲渡)

当社は関連会社である株式会社TOUCH TO GO(以下、TTG)の当社が保有する全株式を、株式会社セキュアとの株式譲渡契約に基づき2026年4月1日に譲渡いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

当社は2019年6月にJR東日本スタートアップ株式会社とTTGを設立し、無人決済システムの社会実装と普及に取り組み、当社が主に技術領域を、JR東日本スタートアップ株式会社が主に営業領域を担ってまいりました。TTGは、2020年3月、JR高輪ゲートウェイ駅構内に初の常設店舗を開店するとともに、同店舗で運用する無人決済システムを「TTG-SENSE」として販売を開始し、事業展開を進めています。

当社及びJR東日本スタートアップ株式会社をはじめとする関係各社は、TTG-SENSEシリーズ等の製品について、開発・販売から運用・保守にわたる一連の整備に目途がついたことを機に、無人決済システムの競争環境の動向並びに今後のTTGの事業戦略について検討を重ねてまいりました。その結果、TTGの成長には、製品改良、原価低減、営業機能の一層の強化及び無人店舗業務のサプライチェーン構築支援等の課題に対応することが必要との認識に至り、これらの取り組みを主導できる株式会社セキュアにTTGの経営を委ねることが最適であると判断しました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

株式会社セキュア

(3) 株式譲渡の時期

2026年4月1日

(4) 当該関連会社の概要

- ① 名称：株式会社TOUCH TO GO
- ② 事業内容：無人決済などの省人化システム及びサービスの企画、設計、開発、保守及び販売
- ③ 当社の持分比率：37.4%

(5) 譲渡する株式の数、譲渡後の持分比率、譲渡価額及び譲渡損益

- ① 譲渡株式数：10,839株
- ② 譲渡後の持分比率：0%
- ③ 譲渡価額：561百万円
- ④ 譲渡損益：2027年2月期において、関係会社株式売却益を19百万円計上する見込みです。